マイナンバーカード総合支援窓口の拡充について

情報政策課

1 目的

国は、国民共有の社会基盤として 2023 年 3 月末には「ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有すること」を目標に掲げており、前橋市の普及状況は、2020年 6 月末時点で 60,436 枚(人口比 18.01%)となっています。

前橋市ではこれまで、マイタク、前橋ポイント、母子健康情報サービスなどマイナンバーカードを活用した市独自サービスを展開してきました。これらに加えて、国は今年9月からマイナポイント制度を開始し、来年3月からは健康保険証としての利用を予定するなど、順次、活用シーンを拡大していきます。

今後のさらなる需要増を見込みつつ、市民の利便性向上を図るため、<u>マイナン</u> バーカードの申請や各種サービスの利用手続きを総合的に支援します。

2 内容

令和2年8月24日(月)より、市役所1階市民ロビーにおいて、以下の支援 を実施します。

- (1) マイナンバーカードの交付申請【新規】 申請時来庁方式 による交付申請支援 / 市民課
- (2) 各種サービスの利用手続き

①マイタク登録 / 交通政策課

②マイナポイント登録 /未来の芽創造課

③母子健康情報サービス登録 /情報政策課

<参考>申請時来庁方式による交付申請

郵送・パソコン・スマートフォンで申請を行い、受け取り時に市役所窓口に来庁する「交付時来庁方式」に加え、今後は、申請時にのみ来庁する「申請時来庁方式」でも受付ができるようになります。

申請時来庁方式とは、申請時に窓口で<u>顔写真を撮影し(無料)、本人確認と暗</u>証番号の設定を行うと、後日、書留郵便でマイナンバーカードをご自宅に郵送する方法です。

これにより、パソコン操作等に不慣れな方の不安や負担を解消したり、各種届 出時の来庁に合わせた申請や、申請に並行してマイタク登録を行うことが可能に なるなど、市民の利便性を向上させることができます。